

# 世界金融危機と金融規制

2018年3月15日

一橋大学・日本政策投資銀行  
共同シンポジウム

一橋大学大学院商学研究科  
花崎正晴

# 趣旨

- 金融システムの安定は、実体経済の発展にとって極めて重要な要素。
- 2018年は、リーマン・ショックから10年の節目であり、その教訓を適切に生かすことが、東アジアのみならず世界経済の安定的な成長にとって、必要不可欠。

# 目次

- I . 世界金融危機発生背景
- II . グローバルな金融規制
- III . リーマン・ショック以降の金融規制を巡る動向
- IV . 金融セクターの機能と使命

# I. 世界金融危機発生背景

1. 証券市場の拡大
2. シャドバンキングシステムの発達
3. クレジット・デフォルト・スワップの膨張
4. 金融規制緩和の進展
5. 住宅バブルとその崩壊

# 1. 証券市場の拡大

		(単位:兆ドル)								2001-2007年平均成長率(%)
		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
全世界	GDP	31.0	32.2	36.3	41.3	44.6	48.4	54.8	61.2	9.96
	株式時価総額	28.9	22.8	31.2	37.2	42.0	50.8	65.1	33.5	14.49
	負債性証券	41.8	43.6	51.3	57.8	59.7	69.2	80.2	83.3	11.47
	公共債	22.2	16.6	20.0	23.2	23.4	25.8	28.6	31.6	4.31
	民間証券	19.6	27.0	31.3	34.6	36.3	43.4	51.6	51.7	17.51
	証券合計	70.7	66.4	82.5	95.0	101.7	120.0	145.3	116.8	12.76
	同上対GDP比(%)	228.1	206.2	227.3	230.0	228.0	247.9	265.1	190.8	
アメリカ	GDP	10.1	10.5	11.0	11.7	12.5	13.2	13.8	14.4	5.34
	株式時価総額	13.8	11.1	14.3	16.3	17.0	19.6	19.9	7.3	6.29
	負債性証券	18.5	19.0	20.7	22.3	24.1	27.0	30.3	29.1	8.57
	公共債	9.7	4.5	5.0	5.5	5.9	6.2	6.6	8.8	-6.22
	民間証券	8.8	14.5	15.7	16.8	18.2	20.8	23.7	20.3	17.95
	証券合計	32.3	30.1	35.0	38.6	41.1	46.6	50.2	36.4	7.63
	同上対GDP比(%)	319.8	286.7	318.2	329.9	328.8	353.0	363.8	212.9	
EU	GDP	7.9	8.7	10.5	12.3	12.9	13.7	15.7	14.4	12.13
	株式時価総額	6.8	5.7	7.8	9.3	9.6	13.1	14.7	11.7	13.71
	負債性証券	11.8	12.8	16.6	19.3	18.7	23.2	28.2	30.6	15.63
	公共債	4.9	4.9	6.2	7.3	6.7	7.7	8.8	7.9	10.25
	民間証券	6.9	7.9	10.4	12.0	12.0	15.5	19.4	22.7	18.80
	証券合計	18.6	18.5	24.4	28.6	28.3	36.3	42.9	42.3	14.95
	同上対GDP比(%)	235.4	212.6	232.4	232.5	219.4	265.0	273.2	293.8	
日本	GDP	4.2	4.0	4.3	4.6	4.6	4.4	4.4	4.9	0.78
	株式時価総額	2.3	2.1	4.9	5.8	7.5	4.8	4.7	3.2	12.65
	負債性証券	6.9	6.9	8.1	9.1	8.6	8.8	9.2	11.4	4.91
	公共債	5.3	4.8	5.8	6.8	6.6	6.8	7.1	9.1	4.99
	民間証券	1.6	2.1	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1	2.3	4.64
	証券合計	9.2	9.0	13.0	14.9	16.1	13.6	13.9	14.6	7.12
	同上対GDP比(%)	219.0	225.0	302.3	323.9	350.0	309.1	315.9	298.0	

## 2. シャドーバンキングシステムの発達

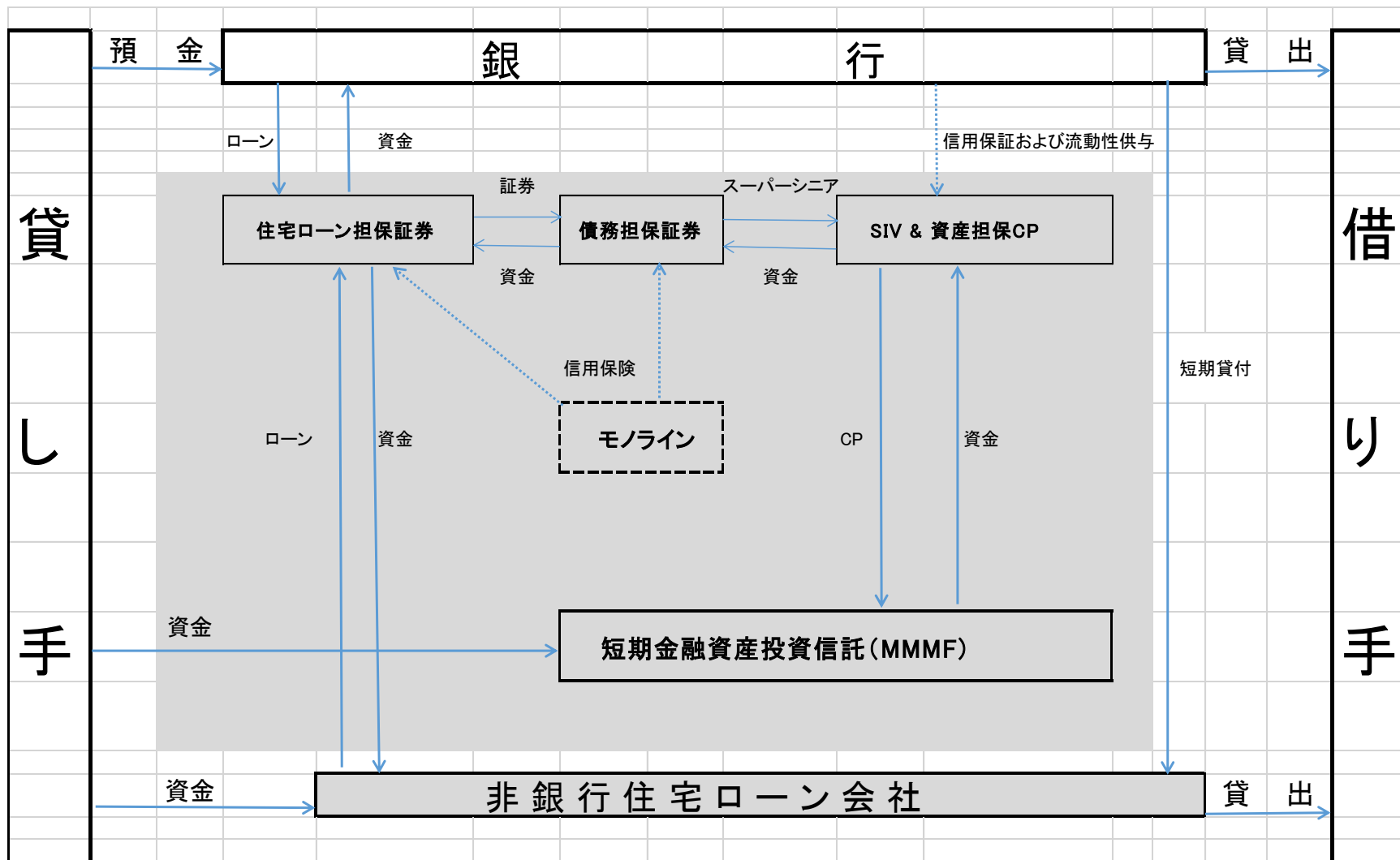
シャドーバンキングシステムとは？

金融安定理事会(FSB)報告書(2011):「通常の銀行システムの外側でなされる主体を伴う信用仲介活動」

IMF(2014)による新しい定義:「非伝統的な債務に基づく銀行及び非銀行金融機関の調達行動を、その主体の如何にかかわらずシャドーバンキングとする」この新しい定義に基づくと、証券化は、銀行のバランスシートから直接なされたとしても、また特別目的事業体(Special Purpose Vehicle)を通じて間接的になされたとしても、資金調達活動の一種であることには変わりがないことから、シャドーバンキングに含まれると解釈される。

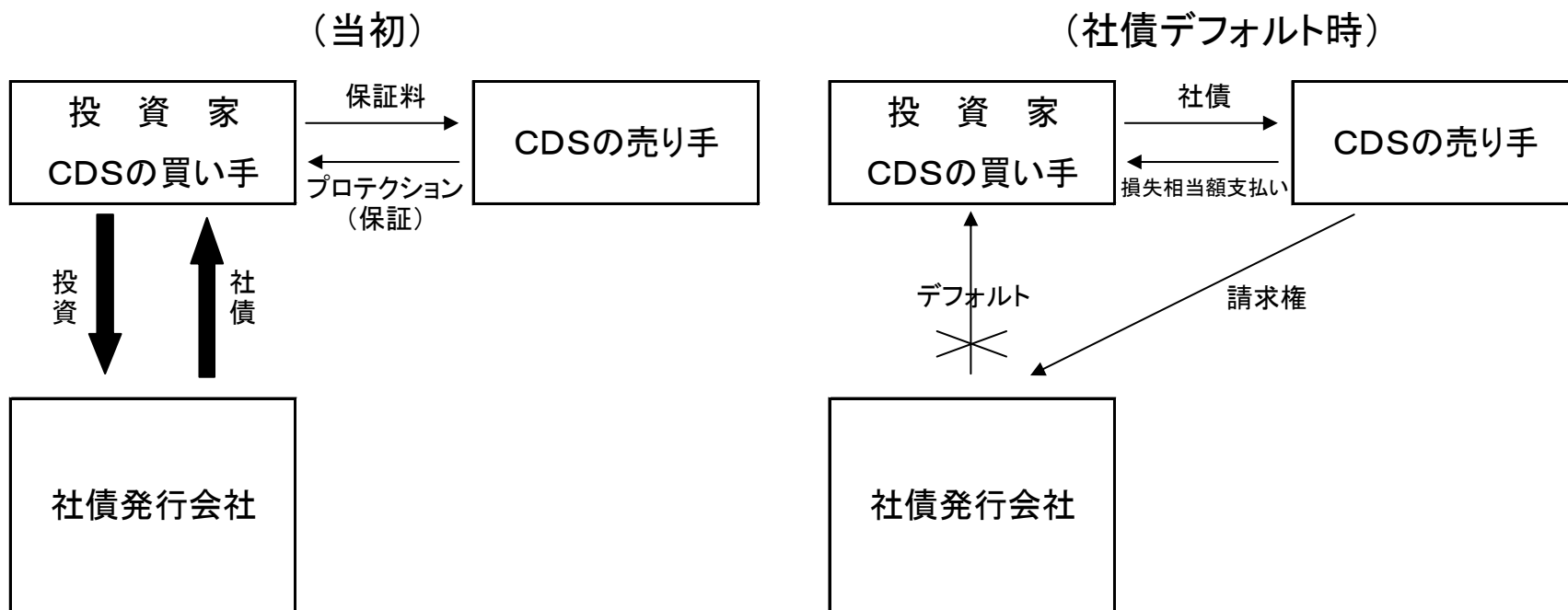
IMF(2014)によると、広義のシャドーバンキングは、世界全体の金融仲介のおよそ4分の1を占めている。なかでも、アメリカ、イギリス、ユーロ地域は、シャドーバンキングのプレゼンスが高い。

# アメリカにおけるシャドーバンキングシステム



# 3. クレジット・デフォルト・スワップの膨張

## クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の基本的仕組み



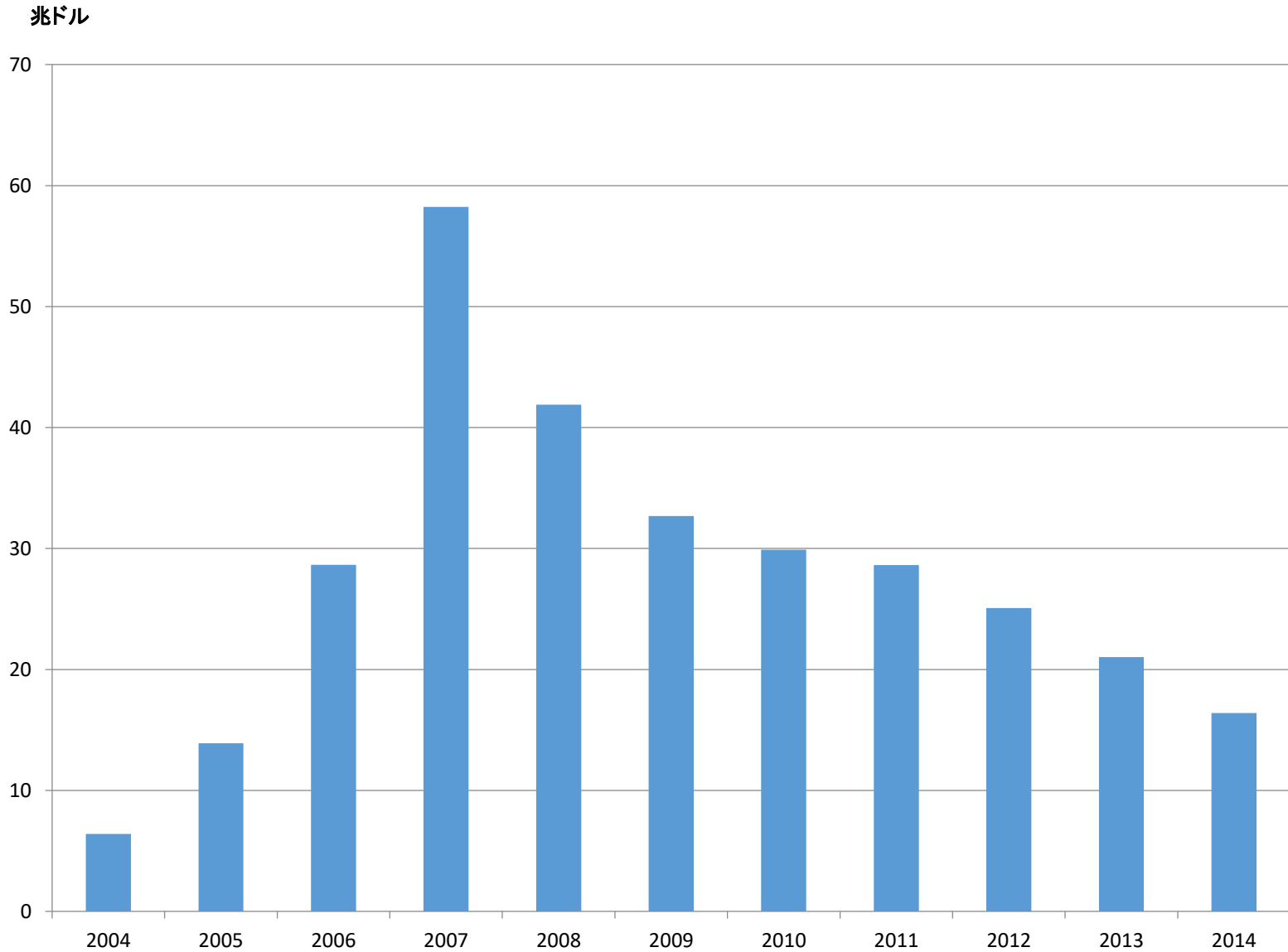
・社債の投資家は、CDS取引によって、社債デフォルトに伴う損失のプロテクションを買うことができるが、カウンター・パーティー(CDSの売り手)の破綻に伴うリスクを負うこととなる。

・CDS取引は、原資産である社債を保持していなくても可能(CDSの買いと社債の売り)。またCDS契約自体も売却可能。



CDS取引は、社債のデフォルトが発生するか否かで、買い手と売り手に利益または損失を生み出す。ただし、買い手と売り手間では、基本的にゼロサム。

# CDS 想定元本残高の推移



原データ: BIS Quarterly Review



## 4. 金融規制緩和の進展

### 1980年以降のアメリカにおける金融規制緩和のクロノロジー

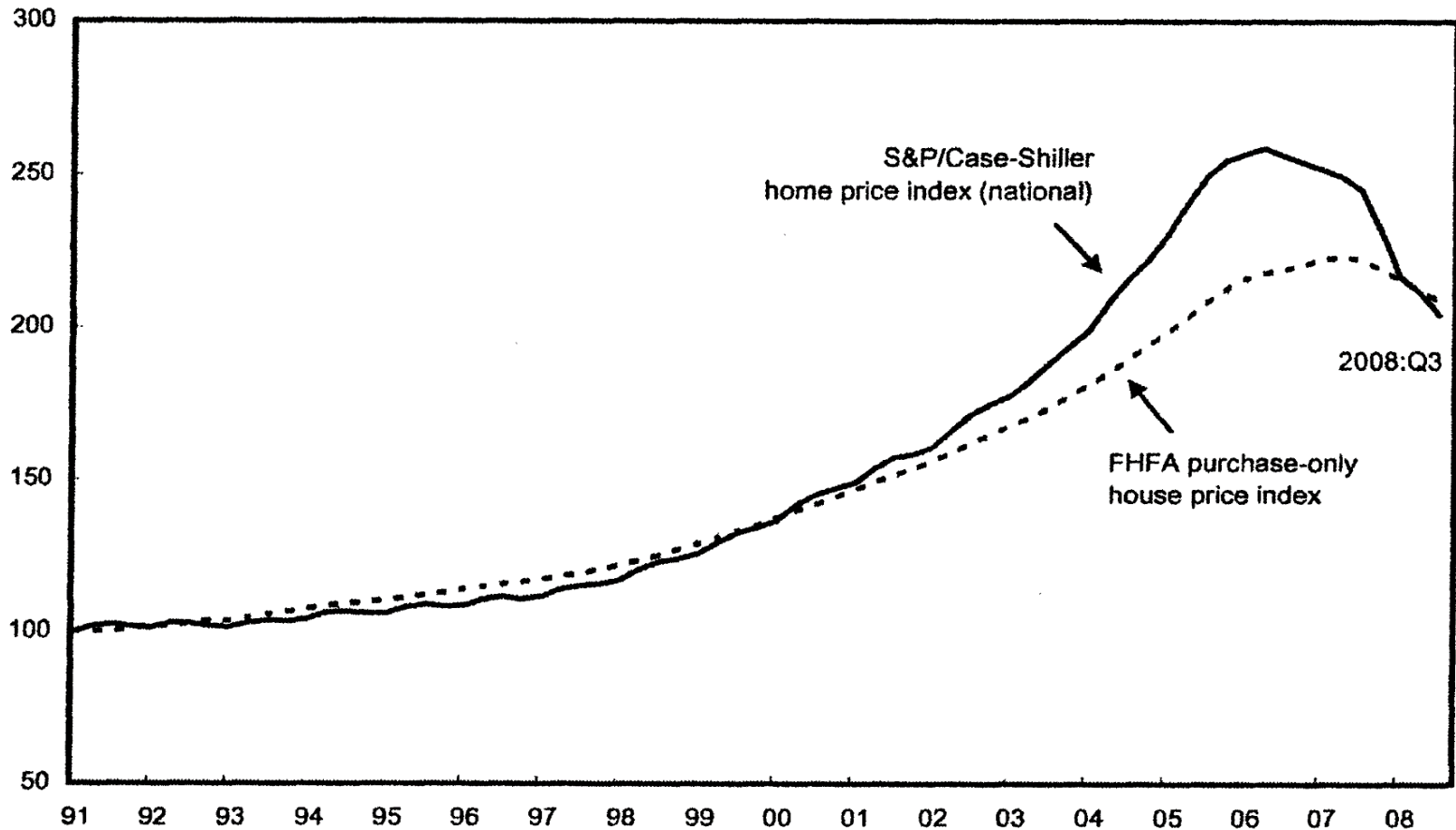
1980年3月	預金金融機関規制緩和・通貨管理法成立。
1980年11月	S&Lの自己資本比率規制などが緩和。
1981年8月	租税改革法成立。
1981年9月	収益資本証書の発行認可。
1982年1月	S&Lの自己資本比率規制がさらに緩和。
1982年4月	S&Lの株主に対する規制が撤廃。
1982年7月	ペン・スクエア銀行破綻。
1982年12月	ガーン・セントジャーメイン預金金融機関法成立。
1982年12月	州免許S&Lの規制緩和。
1983年11月	S&Lの自己資本比率規制強化。
1984年5月	コンチネンタル・イリノイ銀行破綻。
1985年	オハイオ州とメリーランド州でS&L危機発生。
1987年	テキサス州でS&L危機発生。
1987年8月	競争条件均等化銀行法成立。
1988年	銀行破綻がピークに達する。
1988年7月	ファースト・リパブリックバンク破綻。
1989年	S&L破綻がピークに達する。
1989年8月	金融機関改革、再建および規制実施法成立。
1991年	大銀行の合併、リストラが続発。
1991年2月	財務省が金融制度改革提案を発表。
1991年12月	連邦預金保険公社改善法成立。
1992年	S&L危機が峠を越える。
1995年12月	RTCが廃止。
1999年11月	グラム・リーチ・ブライリー法成立。

# 5. 住宅バブルとその崩壊

Chart 1-3 FHFA versus S&P/Case-Shiller Home Price Index

Both house price indexes increased at an average rate of 5.5% per year from 2000 to 2008, but the Case-Shiller Index increased faster during 2000–06 and fell faster thereafter.

Index (1991:Q1 = 100)



Sources: Federal Housing Finance Agency (FHFA) and S&P/Case-Shiller.

## Ⅱ. グローバルな金融規制

### 背景

IMF-GATT体制のもとでの経済活動の国際化の進展



1970年代頃から国際間の資本移動が活発化

1974年5,6月: フランクリン・ナショナル銀行(米)とヘルシュタット銀行(西独)が経営破綻 → 国際金融市場に混乱をもたらす。



国際的な銀行監督体制の整備の必要性に関する認識の広まり



バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision)の創設(1975年)

1987年10月: ブラック・マンデー  
日本の銀行のプレゼンスの向上(?)



1988年7月: 銀行の自己資本比率規制に関する国際的な統一基準(BIS基準)が決定(バーゼル合意)、1992年末時点で発効

# バーゼル合意に基づく銀行の自己資本比率規制にかかる国際的統一基準の骨子

## 1. 基本的フレームワーク

- 対象はG-10諸国・ルクセンブルクの国際業務を営む銀行。
- オフバランス取引を含む連結（コンソリ）ベースでのリスク・アセット・レシオ。

$$\text{リスク・アセット・レシオ} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・ウエイトによる加重総資産（リスク・アセット総額）}} \geq 8.0\%$$

## 2. 自己資本の定義

定義式 (本則)	<p>自己資本 = 「Tier I」 + 「Tier II」 - 「控除項目」</p> <p>「Tier I」: コアとなる資本で無制限算入</p> <p>「Tier II」: その他の資本でTier Iと同額まで算入</p> <p>Tier I: 資本金、公表準備金等</p> <p>Tier II: 貸倒引当金（リスク・アセット・レシオベースで1.25%が上限*） 有証含み益（45%が算入対象） 永久劣後債 期限付劣後債（Tier Iの50%が限度） 転換義務付証券等</p>
控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業権相当額（Tier Iから控除）</li> <li>● 非連結金融子会社への出資（総自己資本から控除、なお、リスク・アセットにも不算入）</li> <li>● 資本の持ち合い分控除は各国当局の裁量</li> </ul>

\* 自己資本のなかにひもつきでない引当金あるいは準備金を算入するための斉合的な方法に関し、合意が成立しない場合。

### 3.リスク・アセット

#### (1) 算出方法

オンバランス資産	資産額×資産カテゴリー別リスク・ウエイト＝リスク・アセット
オフバランス資産	信用リスク相当額(取引額×掛目*)×資産カテゴリー別リスク・ウエイト＝リスク・アセット

\*掛目は100%（債務保証等）、50%（NIF、RUF等）、20%（貿易関連信用状等）、0%（1年以内のコミットメント等）の4段階。なお、金利・外為関連取引（スワップ等）については信用リスク相当額を別途算出。

#### (2) 資産カテゴリー別リスク・ウエイト

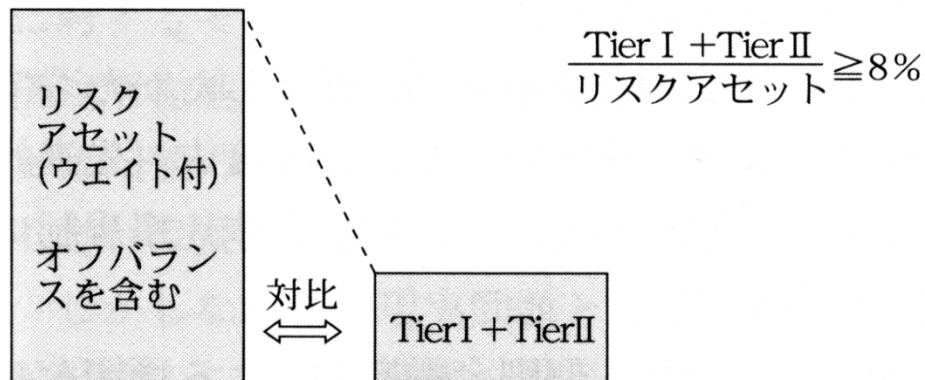
リスクウエイト	資産カテゴリー
0%	現金、中央政府・中銀向け現地通貨建債権、OECD諸国の中央政府・中銀向けその他債権、現金またはOECD諸国中央政府債券で担保された債権、OECD諸国中央政府による保証付き債権
20%	国際開発銀行（世銀等）向け債権およびこれらの発行債券で担保されたあるいはこれらの保証付きの債権、OECD諸国の銀行向け債権およびこれら銀行による保証付き貸付、残存1年以内のOECD諸国以外の銀行向け債権およびこれら銀行による保証付き貸付、等
50%	抵当権により完全に保全された住宅用貸付
100%	民間部門向け債権、残存1年超のOECD諸国以外の銀行向け債権、営業用土地・建物・動産およびその他の固定資産、他の銀行の資本調達手段（自己資本から控除されていない場合）、その他すべての資産
0,10,20 または50% (各国裁量)	中央政府以外の自国公共部門向け債権および同部門によって保証された貸付

なお、オフバランス取引のリスク・ウエイトは、下記の場合を除き取引相手方について資産項目に掲げる区分に応じたリスク・ウエイトを適用する。

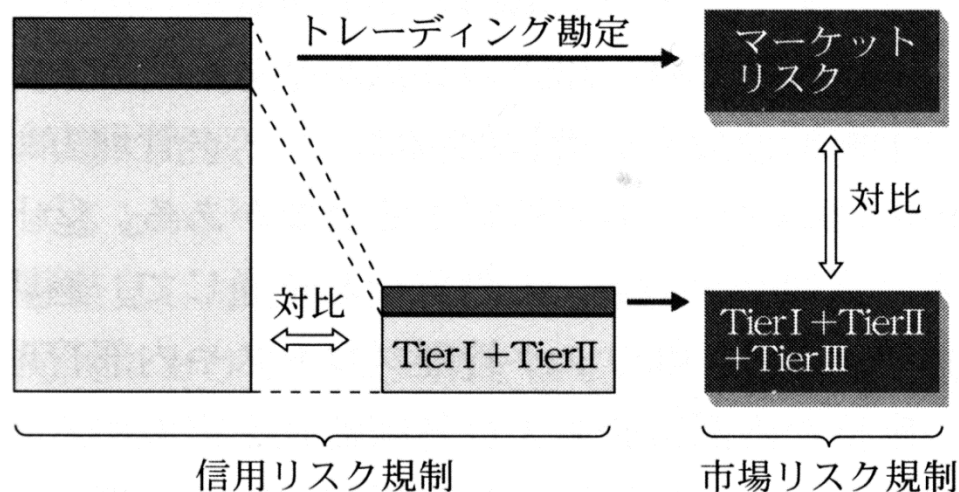
- ①買い戻し条件付または求償権付きの資産売却、②先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入または部分払込債券の購入については、取引の相手方ではなく、取引された資産に応じて上記のリスク・ウエイトを適用する。
- 外為関連取引および金利関連取引にかかるオフバランス取引については、リスク・ウエイト50%を上限とする。

# 市場リスク規制(1997年末以降)

現行規制：信用リスク規制



市場リスク規制の導入後



(注) トレーディング勘定で保有されている債券、株式は信用リスク規制の対象からはずれるため、その分リスクアセットが減少する。これによって、従来信用リスクをカバーするために使用されていた自己資本の一部を市場リスクをカバーするために利用することが可能となる。

# バーゼルⅡ（2006年末以降）

## バーゼルⅠ

自己資本

$\geq 8\%$  ⇒

信用リスク+市場リスク

## バーゼルⅡ

自己資本(従来のまま)

$\geq 8\%$

信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク

バーゼルⅠでは単一の計算方式しかないが、バーゼルⅡでは、銀行が

- 「標準的手法」(バーゼルⅠを一部修正した方式)
- 「内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク。粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法のうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

オペレーショナル・リスクが追加される一方、信用リスクについては中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ねバーゼルⅠ並み

※ 上記算式は、国際統一基準行の場合



## リスク・ウェイト

与信先区分	バーゼルⅠ	バーゼルⅡ
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10 %	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%～150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	50%～150% ※※ (引当率に応じて加減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。



# Ⅲ. リーマン・ショック以降の金融規制を巡る動向

## 緊急経済安定化法(アメリカ、2008年10月3日成立)

Emergency Economic Stabilization Act of 2008

1. 予算規模:最大7,000億ドル

財務長官に権限を付与

2. 主な内容

① 不良資産除去プログラム(Troubled Assets Relief Program)

モーゲージおよびそれに基づく金融関連商品等のなかで問題のあるものを政府が買い取る。結果的に、公的資金が金融機関に注入されることとなる。

② 時価会計の停止

SEC(証券取引委員会)に金融機関の時価会計(mark-to-market accounting)適用を停止する権限を付与。

注)2007年から時価会計の強制適用開始

## G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009年9月24-25日)

Leader's Statement, the Pittsburgh Summit

### 金融システム改革に関する主な内容

質の高い銀行資本の構築およびプロシクリカリティの抑制

金融セクターの報酬慣行の改革

店頭デリバティブ市場の改善

重要性の高い金融機関の国際的な整合性に配慮した処理

バーゼル委員会報告書(2009年9月)

## バーゼル銀行監督委員会報告書(2009年12月公表)

Strengthening the Resilience of the Banking Sector, Basel Committee on Banking Supervision

### 主な内容

#### ① 自己資本の充実

Tier 1 capital (going-concern capital) : 普通株、内部留保、優先株等  
事業の継続を前提とした損失吸収力

Tier 2 capital (gone-concern capital) : 劣後債務、貸倒引当金  
破綻時の損失吸収力

#### ② リスクカバレッジの向上

カウンターパーティー信用リスク、時価会計の評価損リスク等  
外部格付依存からの脱却

#### ③ レバレッジ比率規制の導入

risk-based な自己資本比率規制を補完

#### ④ プロシクリカリティの抑制

最低所要自己資本の変動の抑制、forward looking な引当の促進  
利益の社外流出の抑制による資本維持

#### ⑤ グローバルな流動性基準の導入

## オバマ大統領新規制案(2010年1月21日発表、通称ボルカー・ルール)

President Obama Calls for New Restrictions on Size and Scope of Financial Institutions to Rein in Excesses and Protect Taxpayers

### 主な内容

#### ① 業務範囲の制限

銀行が、ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドを保有、それへの投資およびスポンサーとなることを禁止、また顧客サービスと関係しない自己勘定取引を禁止。

#### ② 規模の制限

預金の市場シェアに関する上限規制を補足する形で、金融機関の負債の市場シェアの過度な上昇に制限を設ける。

## 米ドッド・フランク法(2010年7月21日オバマ大統領署名により成立)

### Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act

#### 主な内容

- ① FSOC(Financial Stability Oversight Council, 金融安定監督協議会)の新設
  - 10名の投票権のあるメンバー(財務長官、FRB議長、通貨監督官、FDIC議長ほか)および5人の助言メンバーで構成。
  - 組織体から派生するリスク要因を明らかにし、too big to fail を廃して市場規律を促進し、金融システム安定への阻害要因に対応する。
  - 金融システム上重要なノンバンク(systemically significant nonbanks, 大規模な保険会社、証券会社等)に対する健全性規制の適用。
  - 保険会社やノンバンクに対するOLA(Orderly Liquidation Authority, 秩序だった清算方式)の導入
- ② プライベート・ファンドの投資アドバイザーに対する規制
  - 投資アドバイザーのSECへの登録義務(ベンチャー・キャピタル・ファンドを除く)

### ③ ボルカー・ルール関連

- 銀行等 (banking entities) による自己勘定取引の禁止 (引受、マーケット・メイキング、ヘッジング等の取引には、一部例外有り)
- 銀行等がヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド等に投資することやそれらのスポンサーとなることを禁止 (各ファンドの資産規模の3%以下、あるいは各銀行のtier 1 自己資本の3%以下であれば容認される)

### ④ デリバティブ規制

- CFTC (Commodity Futures Trading Commission, 商品先物取引委員会) と SEC に対して、CDS等の店頭デリバティブ市場の取引と市場参加に関する規制権限を付与。
- 銀行は原則としてすべてのスワップ業務 (証券スワップ security-based swap を含む) を外部に出さなければならない (swap push out rule)。

### ⑤ 証券化規制

- 資産担保証券化 (Asset-Backed Securitization) において、証券化主体に一定の信用リスク保持 (credit risk retention) を義務づける。

### ⑥ BCFP (Bureau of Consumer Financial Protection, 消費者金融保護局) の新設

- 消費者向け金融商品およびサービスの規制や情報開示を目的として、FED内に創設。

### ⑦ その他

- 信用格付会社への厳格な規制導入
- FRBの緊急融資に対する制限 (流動性供給は認めるが、破綻機関救済は不可)
- コーポレート・ガバナンス条項 (株主権限の強化、役員報酬開示の改善等)

# トランプ政権誕生後の動向

- 2017年2月：トランプ大統領および共和党は、ドッド・フランク法が過剰規制および金融機関の過剰保護であり、アメリカ経済の成長を阻害する可能性があるとして、規制を緩和する方針を表明。
- 2017年6月：下院共和党主導によるボルカー・ルール of 廃止を含むドッド・フランク法の大幅な修正法案が、下院で可決。
- 2017年12月：上院が、ドッド・フランク法による規制を緩和する法案を可決。これは、下院案に比べてマイルドな修正にとどまる。

# バーゼルⅢ

## 中央銀行総裁および銀行監督当局長官声明(2010年9月12日発表)

The Group of Governors and Heads of Supervision announces higher global minimum capital standards

自己資本比率規制の強化について、2010年7月26日合意に沿った具体的内容を提示。

- ① 最低普通株等所要水準を、2%から4.5%に引き上げ。その他の項目を加えたTier 1 資本所要水準を4%から6%に引き上げ。Tier 2 を含む総資本に対しては8%が最低所要水準となる。これらの措置は、2015年1月1日までに段階的に実施。
- ② 資本保全バッファ(capital conservation buffer)として2.5%の普通株等を必要とし、最低普通株等所用水準と合わせて全体として7%の普通株等所要水準を課す。同バッファは、ストレス発生時に取り崩すことが許されるが、利益の社外流出(配当、賞与)には制約がかかる。総資本に対する8%の最低所要水準と2.5%の資本保全バッファを合わせて、10.5%の自己資本比率規制が導入されることとなる。資本保全バッファは、2016年から段階的に実施され、2.5%の完全実施は2019年1月1日からである。
- ③ 普通株等および類似の資本で0~2.5%の範囲のカウンターシクリカルなバッファを、各国の事情にしたがって設定する。
- ④ リスクベースでないレバレッジ比率の取り扱いについては、3%での試行期間を経て2017年前半に最終調整ののち、2018年1月1日実施を目指す。
- ⑤ システム上重要な金融機関に対しては、より厳しい基準を設けるべきとの考え方にに基づき、引き続き検討する。





## Annex 1

<b>Calibration of the Capital Framework</b>			
<b>Capital requirements and buffers (all numbers in percent)</b>			
	<b>Common Equity (after deductions)</b>	<b>Tier 1 Capital</b>	<b>Total Capital</b>
<b>Minimum</b>	4.5	6.0	8.0
<b>Conservation buffer</b>	2.5		
<b>Minimum plus conservation buffer</b>	7.0	8.5	10.5
<b>Countercyclical buffer range*</b>	0 – 2.5		

\* Common equity or other fully loss absorbing capital

# マクロプルーデンス政策の導入

今次の危機を経験して、金融システムの安定にはミクロプルーデンス政策のみでは不十分であり、マクロプルーデンス政策が必要不可欠であるとの認識が広まる。

FSB・IMF・BISによる報告書(2011):マクロプルーデンス政策の要素

- マクロプルーデンス政策の目的は、金融のシステムミック・リスクを抑制することにある。
- マクロプルーデンス政策が及ぶ範囲は、金融システム全体であり、金融セクターと実物セクターとの相互作用を含むものである。
- マクロプルーデンス政策で用いられる手段は、システムミック・リスクの源泉に狙いを定めた各種ツールである。

## バーゼル銀行監督委員会報告書(2010年12月公表)

2010年9月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官会議で合意され、11月のG20ソウル・サミットで承認された内容を明文化したものの。自己資本比率規制および流動性規制について言及。次の二つの文書がある。

Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems

Basel III: International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring

- ① 流動性規制については次の二つの基準を導入
  - Liquidity Coverage Ratio (LCR)

高品質の流動資産ストック

$$\frac{\text{高品質の流動資産ストック}}{\text{来る30日間にわたるネットキャッシュアウトフロー}} \geq 100\%$$

来る30日間にわたるネットキャッシュアウトフロー

高品質の流動資産とは、レベル1資産(現金、中央銀行預金、国債等)およびレベル2資産(少なくとも15%のヘアカット適用後、流動資産全体の40%未満まで算入可能。公的機関債券、社債、カバードボンド等)の合計。

- Net Stable Funding Ratio (NSFR)

安定的な調達可能額

————— > 100%

安定的な調達所要額

分子に含まれるのは、銀行の自己資本、満期まで1年以上の優先株式および負債、安定的にとどまることが期待される預金およびホールセール調達。安定性が十分に保証されないものについては、掛け目をかける。分母は、資産やオフバランス項目等の流動性リスク・プロファイルについて監督上の仮定を用いて計算される。

② 導入時期

- LCRについては、2015年から段階的に導入
- NSFRについては、2018年から実施

## バーゼル銀行監督委員会報告書(2011年7月公表)

Global systemically important banks: Assessment methodology and the additional loss absorbency requirement

- ① グローバルにシステム上重要な銀行(G-SIBs)とは
  - 国境を越えた活動(Cross-jurisdictional activity)、規模、相互連関性(Interconnectedness)、代替性(Substitutability)、複雑性(Complexity)の5つの要素を示す具体的な指標に基づき、認定。
  - 当初は28の銀行が該当、日本はメガ3行。
  
- ② G-SIBsに対する追加的な付加的な損失吸収力(サーチャージ)の設定
  - システム上の重要性の程度に応じて、Tier 1の普通株等ベースで1%~3.5%の追加的な損失吸収力が必要とされる。ただし、当面は2.5%が上限である。
  - サーチャージは、2016年1月1日から段階的に適用され、2019年1月1日が完全実施日。
  - さらに、合計損失吸収力(Total Loss Absorbing Capacity : TLAC)という新たな要件を課す案も、検討中。

# バーゼルⅢの最終決着(2017年12月)

自己資本(従来のまま)

$$\frac{\text{自己資本(従来のまま)}}{\text{信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$$

1. 信用リスク算定上のリスクウェイトの見直し
2. 信用リスクの内部格付手法の見直し
3. オペレーショナルリスクの計測手法の見直し
4. 資本フロアの導入: 内部格付モデルによって算出されたリスクアセットに上限を設定
5. レバレッジ比率規制の導入

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目+オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

# IV. 金融セクターの機能と使命

## 1. 長期的視野

### 1) 銀行業務

リレーションシップ・バンキングの重要性の再認識

- 長期的情報蓄積やモニタリング
- 信頼や評判の形成

### 2) 投資銀行業務

- 顧客企業の価値向上のための資金調達支援
- 「セルサイド」から「顧客企業サイド」へ

## 2. 情報生産能力の深化

- 1) 長期的コミットメントを可能とする情報生産
  - 当該経済・産業・企業に係る長期的情報蓄積
  
- 2) 長期的視点に立った調査
  - グローバルなマクロ経済動向調査
  - 企業金融、設備投資動向調査
  - マクロ経済動向を踏まえた産業調査
  - 新分野に着目した調査
  - 経済社会のサステナビリティに関する基礎研究  
(環境、社会的共通資本、地域問題、格差問題等)
  
- 3) 金融機関同士、自治体等との連携も重要



### 3. 多様な投融資手段

#### 1) 伝統的手法

ローン+ 再交渉

#### 2) 企業および事業特性に応じた金融商品設計

- シンジケート・ローン
- ストラクチャードファイナンス
- アセットファイナンス
- Asset-based Lending (資産担保融資)

#### 3) リスクマネーの供給

- エクイティ
- DIPファイナンス
- メザニンファイナンス / ハイブリッドファイナンス

#### 4) 新金融手法、新分野

- 環境配慮型ローン
- マイクロファイナンス、ソーシャル・ファイナンス

# 金融セクターの使命

- 金融は、社会的共通資本(制度資本)の重要な構成要素。
- 金融機関は、社会性や公共性が高い。

1. 長期的視野
2. 情報生産能力の深化
3. 多様な投融資手段



企業(or 事業主体)の資金調達支援(経営資源を含む)。



- 実体経済への付加価値創出
- 社会貢献
- 経済社会のサステナビリティ確保